

## 社会保険もマイナンバー？

いつもお世話になっております。

既に雇用保険では適用となっており、今年の年末調整でも提出が必要となっている個人番号、いわゆるマイナンバーですが、ついに社会保険にも適用されるときがやってきましたので、これまでの経緯も含めてお知らせさせていただきます。

現在、マイナンバーが適用対象とされている分野は、雇用保険と税金です。2016年から対象とされておりましたが、本来であればもうひとつの分野と一緒に適用が開始される予定でした。それが、社会保険です。

皆様もご存知の通り、昨年5月頃、日本年金機構で年金番号の情報漏えい問題が発生しました。その際、情報管理の問題から、社会保険に対するマイナンバーの適用は見送りとされていました。

ですが、政府は11月8日の閣議で、日本年金機構のマイナンバー利用を閣議決定しました。早ければ来年の1月から取り扱いが始まります。ただし、他の行政機構との連携の解禁は引き続き延期となりました。

ついに社会保険の適用がすぐそこまでやってきました。まだまだ不安だと思っている方も、多くいらっしゃると思います。個人的には、銀行口座へのふもつけの強制の始まりが気になるところです。

メールマガジン配信希望の方は下記のメールアドレスまでご連絡くださいませ。